

○大学等での単位修得（大学等での養成）により免許を取得する場合（別表第2の2）

栄2・栄1・栄専

【単位修得&栄養士or管理栄養士免許による授与】

1 基礎資格・修得単位数等

取得免許状	栄養教諭2種・1種・専修普通免許状							
基礎資格	2種	・短期大学士の学位 ・栄養士の免許を受けていること			・短期大学士の学位には、大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した場合を含む。（法別表第1備考第2の3号） ・栄養士の免許は、栄養士法第2条第1項による。			
	1種	・学士の学位 ・管理栄養士の免許を受けていること、又は管理栄養士養成施設の課程を修了し栄養士の免許を受けていること			・学士の学位には、栄養教諭の指定養成機関に4年以上在学し、124単位以上を修得し卒業した場合を含む。（省令第66条の10） ・管理栄養士免許は、栄養士法第2条第3項による。また、管理栄養士養成施設の課程修了は、同法第5条の3第4号による。 ・栄養士の免許は、栄養士法第2条第1項による。			
	専修	・修士の学位 ・管理栄養士の免許を受けていること			・修士の学位には、大学院又は大学の専攻科に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。（法別表第1備考第2号） ・管理栄養士免許は、栄養士法第2条第3項による。			
単位修得すべき教科・科目及び最低修得単位数	基礎資格の種類				2種	1種	専修	備考(単位流用等)
	栄養に係る教育及び教職に関する科目	第2欄	栄養に係る教育に関する科目	①栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ②幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ③食生活に関する歴史的及び文化的事項 ④食に関する指導の方法に関する事項	2	4	4	
		第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	①教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ②教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ③教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ④幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ⑤特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ⑥教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	5	8	8	(ア) 科目全体で、以下の単位数まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を受ける場合の単位充てることができる。 〔2種〕4単位まで、〔1種及び専修〕6単位まで（省令第9条表備考第4号） (イ) 科目全体で、以下の単位数まで、養護教諭の普通免許状を受ける場合の単位を充てることができる。 〔2種〕4単位まで、〔1種及び専修〕6単位まで（省令第9条表備考第5号）
		第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	①道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容 ②教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ③生徒指導の理論及び方法 ④教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	3	6	6	(ウ) 科目全体で、2単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を受ける場合の単位を充てることができる。(省令第9条表備考第4号) (エ) 科目全体で、以下の単位数まで、養護教諭の普通免許状を受ける場合の単位を充てることができる。 〔2種〕4単位まで、〔1種及び専修〕8単位まで（省令第9条表備考第5号）
		第5欄	教育実践に関する科目	栄養教育実習 教職実践演習	2	2	2	(オ) 事前事後指導の1単位を含むことが必要。
		第6欄	大学が独自に設定する科目(専修免許用)				24	栄養に係る教育及び教職に関する科目に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目
		合計修得単位数				14	22	46
別表第1備考第4号の単位(省令第66条の6)	日本国憲法					2	既に別表第1、2又は2の2による他の免許状を有している場合は修得不要	
	体育					2		
	外国語コミュニケーション					2		
	情報機器の操作					2		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士養成施設の課程を修了したことは、卒業証明書及び単位修得証明書(管理栄養士養成施設の課程の単位を全て修得したことの証明)により確認する。 ・その他の教諭又は養護教諭の単位を充てる(流用する)場合は、その免許状を既に取得しているか、又は充てる免許状を同時に申請する場合のみ可能。 ・その他の教諭又は養護教諭の単位を充てる(流用する)場合、充てることができる単位は、その免許状を取得する際に実際に修得しているものに限る。(流用元の免許取得後に修得した単位は流用不可) ・〔1種及び専修〕短大で修得した単位は、2種免許取得に必要な単位数を限度として通算できる。それを超える部分は、大学又は短期大学の専攻科で修得する必要がある。(法別表第1備考第8号) ・〔1種及び専修〕既に2種免許状を取得している場合、1種免許状取得に必要な単位数から2種免許状取得に必要な単位数を差し引いた残りの単位数(差単位)の修得により1種免許状を取得できる。(省令第10条の2) ・検定により取得した1種又は2種免許状を基礎免許状とした、差単位による専修又は1種免許状の取得も可能。 ・旧法の規定により総合演習を修得している場合、教職実践演習を修得する必要はない。 							

2 授与申請に必要な書類等 【単位修得による授与】

※必要書類等は、各申請ごとに1セット必要です。(⑨返信用封筒を除く)

①申請書、②履歴書、③宣誓書	「③宣誓書」は、現役教員ではない者が要提出(栄養士、管理栄養士、保育士等も要提出)	・「①申請書」の連絡先には、日中に繋がる連絡先(携帯電話番号など)を記入してください ・「②履歴書」「③宣誓書」の署名欄は、必ず自筆で署名してください
④手数料	申請手数料:3,300円 ※3,300円分の岐阜県収入証紙を「①申請書」に貼付	・県外在住者など、岐阜県収入証紙の入手が困難な方は、郵便局で3,300円分の「定額小為替」を購入し、同封してください ・「定額小為替」の「お名前」欄には、何も書かないでください
⑤卒業証明書【原本】	上記1の「基礎資格」の取得を示す大学等教育機関の「卒業(修了)証明書」(各学位と同等と見なされる資格を証明する書類を含む)	・「〇年以上在学し、〇単位以上を修得した場合」は、単位修得証明書も併せて必要 ・管理栄養士養成施設の課程を修了したことは、卒業(終了)証明書及び単位修得証明書(管理栄養士養成施設の課程の単位を全て修得したことの証明)が必要
⑥学力に関する証明書【原本】	上記1に定める単位の修得を示す「学力に関する証明書」	・必ず「学力に関する証明書」であること(単位修得証明書、成績証明書などは不可) ・認定講習での修得単位は、「別表第2の2」対応のものであること
⑦栄養士免許証、又は管理栄養士免許証の写し	栄養士免許証、又は管理栄養士免許証の写し	・A4サイズでコピーしてください。
⑧既に所有している教員免許状の写し、または教員免許状授与証明書【原本】	教員免許状が手許にない場合は、免許状授与証明書(原本)の提出が必要	
⑨返信用封筒	角型2号 切手貼付 530円(申請する免許状が4枚以内の場合) 620円(5枚以上の場合)	・表面に住所、宛名(「〇〇様」)を明記し、「簡易書留」と朱書きしてください ・裏面に「〒500-8570 岐阜県教育委員会義務教育課免許係」と明記してください
◆その他 ⑩戸籍抄本など ※発行から3カ月以内のもの	以下の場合には、現在の氏名・本籍地と、旧姓・旧本籍地や通称名との関係が証明できる書類として、「戸籍抄本」などの提出が必要 ・提出書類と現在(申請書)とで、氏名または本籍(都道府県名)が異なる場合 ・免許状に、旧姓や通称名の記載を希望する場合	・戸籍抄本で現在の氏名・本籍地と旧姓・旧本籍地の関係が証明できない場合は、関係性を示すもの(例:改正原戸籍など)の提出が必要です ※詳細は、現在戸籍(本籍)を置いている市町村役場でお尋ねください